

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。税務監査部の勝元です。日増しに寒さを感じるようになりましたが、いかがお過ごしでしょうか。いよいよ今年も残すところわずかとなり、年末調整の時期となりました。今回のかわら版では、本年以後の年末調整についての改正・留意点をまとめましたので、是非お役立てください。

令和1年(2019年)年末調整留意点

◎配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（平成30年(2018年)より）

配偶者控除の控除額が改正され、①給与所得者の合計収入金額が1,220万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無）

また、②配偶者特別控除の対象となる配偶者の給与収入金額が103万円超201.6万円未満とされました。（改正前：103万円超141万円未満）

※納付期限について

源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限は次の通りです。

- ・納期の特例の承認を受けていない場合・・・令和2年1月10日（金）
- ・納期の特例の承認を受けている場合・・・令和2年1月20日（月）

令和2年(2020年)から適用される主な改正事項

※令和1年(2019年)については平成30年(2018年)と同様です。

◎給与所得控除の改正

1. 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
2. 控除額の上限が引き下げられます。
 (改正前) 給与収入金額 1,000万円超・・・控除額の上限額 220万円



(改正後) 給与収入金額 850万円超・・・控除額の上限額 195万円

◎基礎控除の改正

令和2年以後の所得税基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

また、住民税の基礎控除額に関しては、令和3年以後の適用となります。

合計所得金額	所得税基礎控除額	住民税基礎控除額	改正ポイント
～2,400万円	48万円	43万円	10万円の引き上げ
2,400万円超～2,450万円	32万円	29万円	所得に応じて逡減
2,450万円超～2,500万円	16万円	15万円	所得に応じて逡減
2,500万円超～	0円	0円	基礎控除の適用なし

この改正に伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置が講じられました。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350